

電気事業法施行令及び電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令の一部を改正する政令案に対する
意見募集の結果について

令和４年１０月
経済産業省
資源エネルギー庁

令和４年７月１５日（金）～令和４年８月１３日（土）にかけて、標記政令案に対する意見募集を実施いたしましたところ、結果は下記のとおりとなりました。

今後とも、資源エネルギー行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 意見募集期間

令和４年７月１５日（金）～令和４年８月１３日（土）まで

2. 実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

3. 意見提出方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォーム、電子メール、郵送、FAX

4. 意見募集結果

０件（延べ０件）

5. その他

パブリックコメントに付した後、別紙のとおり政令案に技術的修正を施しましたので、公表いたします。

6. お問い合わせ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室

電話：０３－３５０１－１７４８

該当部分	修正内容
第二条の電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令第三条の表第20条の項の改正規定	<p>意見公募手続を実施した改正案から次のとおり一部内容を改めることといたしました。</p> <p>(旧)</p> <p>…同表第二十条の項中「同条第四項」の下に「若しくは第七項」を、「前条第四項」の下に「の規定若しくは改正法附則第十八条第四項」を加え、…</p> <p>(新)</p> <p>…同表第二十条の項中「同条第四項」の下に「若しくは第七項」を加え、「前条第四項」を「第十九条第四項の規定若しくは改正法附則第十八条第四項」に改め、…</p>